



認定サロン・スパ規則

著作権©CIDESCO

この出版物のどの部分も、電子、機器、コピー機またはその他のいかなる形式または手段によっても、CIDESCO からの書面による許可なしには、複製、情報検索方式での保管または送信をしてはならない。

目 次

1. 第1条 総則.....	3
1.1 総則.....	3
1.2 CIDESCO の利益の追求.....	3
1.3 CIDESCO 認定サロンの店舗・設備.....	3
1.4 化粧品.....	4
1.5 顧客の記録.....	4
1.6 認定スパの店舗・設備.....	4
2. 第2条 認定手続き.....	5
2.1 書類.....	5
2.2 申請.....	5
3. 第3条 権利と義務.....	5
3.1 CIDESCO の名声.....	5
3.2 CIDESCO 基準と規則の遵守.....	5
4. 第4章：金銭的義務（付属書類1を参照のこと）.....	5
4.1 金銭的義務.....	5
5. 第5章：所有権や店舗の移動による変動.....	6
5.1 CIDESCO への届出.....	6
6. 第6章：認定の取り消し.....	6
6.1 取り消し理由.....	6
7. 第7章：認定返上.....	6
7.1 認定返上の届け出.....	6
7.2 返上に伴う金銭的帰結.....	7
7.3 返上後のさらなる帰結.....	7
8. 第8章：暫定期間.....	7
8.1 暫定期間.....	7

1. 第1条 総則

1.1 総則

- 1.1.1 CIDESCO がサロン・スパを認定することによって、CIDESCO、つまりエステティックおよびコスметロジー国際委員会（以下、「CIDESCO」と称す）は、国際レベルで統一された高水準のサービスを提供することを目指す
- 1.1.2 CIDESCO 認定を申請するエステティックサロン・スパ（以下、「サロン・スパ」と称す）は、自国において独立した合法的な組織として設立されていなければならない
- 1.1.3 CIDESCO による認証は売買や譲渡はできないものとする。所有権および・もしくは店舗に変更があり次第、当該規則第5条が適用される。
- 1.1.4 CIDESCO は、指定した代表者により、いかなる時にも事前通告せずに認定サロンを視察し、CIDESCO 基準を維持しているか否かを調査する権利がある。
- 1.1.5 サロン・スパの従業員は、提供するサービスの内容について十分なトレーニングを積み資格を有していなければならない。技術者全員が関連した資格を取得していること。

1.2 CIDESCO の利益の追求

- 1.2.1 認定サロン・スパは、積極的に CIDESCO を支持しその利益を推進する活動をしなければならない。たとえば、CIDESCO ディプロマ保持者を採用すること、および支部の会員になることが含まれる。
- 1.2.2 認定サロン・スパは、最新版の CIDESCO 商標規則（付属書類3を参照のこと）を厳密に守らなければならない。
- 1.2.3 最新版の CIDESCO 倫理規定（付属書類2を参照のこと）に則った職業倫理と行動を維持しなければならない。

1.3 CIDESCO 認定サロンの店舗・設備

- 1.3.1 認定サロン・スパは、その店舗および設備、顧客に対して適切な保険を掛けておかなければならない。
- 1.3.2 認定サロン・スパには水道による給湯水設備がなければならない。ボディトリートメントにはシャワー設備が推奨される。顧客とスタッフの人数に応じた衛生的なトイレ設備が利用できなければならない。
- 1.3.3 施術室は、清潔で照明設備も良く、十分な換気が行なわれ、適切な室温でなければならない。

- 1.3.4 認定サロン・スパは、CIDESCO の衛生指針に則った高水準の衛生管理を行なうこと。
- 1.3.5 すべての施術室は国・地方の労働安全衛生法を遵守しなければならない。
- 1.3.6 認定サロン・スパには以下の設備が必須である。
 - オートクレーブまたは同等の加熱滅菌器
 - オートクレーブによる滅菌に適さない器具のための適切な消毒法
- 1.3.7 CIDESCO には機器リストを提出しなければならない。それは施術室の数に応じた十分なものであり、かつ正常に作動するように維持し、また定期的に点検を受けていなくてはならない。当該機器は、指名された CIDESCO の代理人が訪問時に確認する。
- 1.3.8 機器に関しては、国または地方の法律を厳格に遵守しなければならない。

1.4 化粧品

- 1.4.1 さまざまな肌質やトリートメントに適したプロフェッショナル仕様のスキンケア・ボディケア・メイクアップ化粧品等をそろえるとともに、それらについて適切な情報も整えておかなければならない。プロフェッショナル仕様の化粧品は、店頭販売できるものも用意しておくこと。

1.5 顧客の記録

- 1.5.1 顧客記録を保存しておくための専門システムを維持しておくこと。認定サロン・スパは、予約記録をつけておかなければならない。

1.6 認定スパの店舗・設備

- 1.6.1 顧客用設備は、常に高い水準の専門性を示し反映するものでなくてはならない。
- 1.6.2 スパで働く技術者は、すべて関連したスパセラピーの資格を取得していなければならない。
- 1.6.3 最低限のスパ設備
認定スパにおいて、最低限の設備として以下を備えておかなければならない：
 - トイレ設備
 - 更衣エリア
 - シャワー設備（複数）
 - ロッカー
 - 休憩エリア

- 1.6.4 最高レベルの衛生基準を維持するためにあらゆる注意を払わなければならない。特に、スパ設備において業界標準に沿った水管理、メンテナンスと清掃を確実に実施すること。電気機器の遵守証明書の取得は必須である。

2. 第2章 認定手続き

2.1 書類

- 2.1.1 サロン・スパ認定の申請は、正規の CIDESCO 認定サロン・スパ申請書が提出された場合のみ処理される。

2.2 申請

- 2.2.1 申請サロンの申請手続きは、付属書類 1 に定義された申請料が支払われた場合にのみ考慮される。

3. 第3章 商標名とロゴの使用

3.1 CIDESCO の名声の利用

- 3.1.1 認定サロン・スパには、マーケティング資料を含め顧客との通信やその他第三者との通信において CIDESCO 認定について言及する権利を有する。
- 3.1.2 認定サロン・スパは、CIDESCO の商標を使用することが認められるが、該当する版の CIDESCO 商標規則（付属書類 3 を参照のこと）に厳格に則る場合のみとする。
- 3.1.3 認定サロン・スパは、CIDESCO 認定の証明書およびプレート（以下、「CIDESCO プレート」と称する）を受領する。当該 CIDESCO プレートの所有権は、CIDESCO に帰属するものとする。

3.2 CIDESCO 基準と規則・規定の遵守

- 3.2.1 認定サロン・スパは、いかなるときも当該規則に定義されているすべての基準を厳格に遵守・維持し支持しなくてはならない。さらに、適用される最新版の規則としては、特に CIDESCO 倫理規程（付属書類 2 を参照のこと）や CIDESCO 商標規則（付属書類 3 を参照のこと）がある。

4. 第4章 金銭的義務（付属書類 1 を参照のこと）

4.1 金銭的義務

- 4.1.1 認定サロン・スパは、付属書類 1 に明記されている認定年会費を支払わなければならない。

- 4.1.2 付属書類2で定義された認定サロン・スパの申請・視察料もまた申請料とともに支払うこと。
- 4.1.3 認定サロンの所有者が変わるか、もしくは認定サロンが異なる店舗へ移転した場合は、当該サロン・スパは再視察を受けることが必要になる場合がある。これはCIDESCOの裁量で行う。

5. 第5章 所有権や店舗の移動による変動

5.1 CIDESCO への届出

- 5.1.1 認定サロン・スパの所有権に変動があった場合、もしくは認定サロン・スパが移転した場合は、CIDESCO本部事務局へ書面にて届け出なければならない。届け出が提出され次第、当該サロン・スパは再視察を受けることが必要となる場合があり、視察に伴う合理的な費用は当該サロン・スパが負担することになる。もし届け出た変更がCIDESCO基準の充足に影響しないことが明白であれば、本部の完全な裁量により、再視察を実施することなく変更届けの受理が決定されることがある。
- 5.1.2 売主は、いかなる査定を実施する以前に、もしくはCIDESCO認証を買主に譲渡するまでに、CIDESCOに対して負う金銭的義務をすべて果たさなければならない。

6. 第6章 CIDESCO 認定の取り消し

6.1 取り消し理由

- 6.1.1 CIDESCOは、認定サロン・スパが本規則のいずれかに違反するか、本規則に述べる基準をもはや充足していないことを信頼かつ証明できる筋から実質的な根拠とともに情報を得た場合、当該サロン・スパのCIDESCO認定取り消しを考慮することがある。
- 6.1.2 受け取った情報および実施した調査に基づき、CIDESCOは完全な裁量の下、認定の取り消しを決定することがある。
- 6.1.3 当該サロン・スパは、取り消しの決定を受けてから、以下のことを行わなければならない。
 - a) 直ちに、CIDESCOロゴ、または「CIDESCO認定」の表示、もしくは直接・間接を問わずCIDESCO認定を思わせる表現や言及をしているいかなる文書、広告、パンフレット、便箋等の使用を停止し破棄するとともに、インターネットのホームページ上の掲載内容を消去する。

7. 第7章 認定返上

7.1 認定返上の届け出

7.1.1 認定サロン・スパは、いつでも CIDESCO 認定の返上を決定することができる。これが受け付けられるのは、暦年末とする。認定を返上するサロン・スパは、年末の 6 カ月前に書留郵便もしくは電子メールにてその旨届け出なければならない。

7.2 返上に伴う金銭上の帰結

7.2.1 返上届けが提出された暦年を含む支払い義務のある費用及び未払いの金銭的義務については全額支払わなければならない。認定を返上する当該サロン・スパは、いかなる賠償も請求できず、支払い済みの費用の払い戻しも行なわれないものとする。

7.3 返上後のさらなる帰結

7.3.1 遅くとも第 7 条に定められた届け出の期間が終了する時点において、認定を返上するサロン・スパは 6.1.3 に規定されたすべての義務を果たしておかななければならない。

8. 第 8 章 暫定規則

8.1 暫定期間

8.1.1 現行の CIDESCO 認定サロン・スパ規則および CIDESCO 総会において正式に批准された改正は、CIDESCO 総会の批准日を以って直ちに効力を持つ。

8.1.2 総会の批准以前に存在する CIDESCO 認定サロン・スパについては、できるだけ早急に、いかなる場合であっても CIDESCO 総会で改正が批准された日から起算して 12 カ月以内に当該規則及び改正に従わなければならない。

付属書類 1 適用される費用

付属書類 2 CIDESCO 倫理規程

付属書類 3 CIDESCO 商標規程

付属書類 4 衛生指針

(付属書類については、すべて請求があり次第提供する)